

森 第 1478 号  
平成24年 2月27日

隠岐支庁長  
（農林局 林業振興・普及G）  
各農林振興センター所長  
各農林振興センター地域事務所長  
（林業部 林業普及G）  
中山間地域研究センター所長  
（県有林管理スタッフ）

） 様

農林水産部長  
（森林整備課）

造林補助事業の現地測量における GPS 機器の利用基準等について（通知）

現在、測量業務の効率化と測量経費の低減を図るため、各事業体において GPS やレーザーコンパス等を用いた測量方法の導入が進んでいます。しかし、GPS 測量の場合測量時の環境によって精度が大きく異なります。ついては、造林補助事業の現地測量を GPS で実施する場合の利用基準等を別紙とおり定めたので、適正な運用について事業体への指導をお願いします。

なお、本基準は、森林内における GPS 機器の利用状況及び研究成果の蓄積等に伴い、適宜見直すこととしているので御承知おきください。

また、市町村等については別途通知済みです。（別添：送付一覧参照）

## 造林補助事業におけるGPS機器の利用基準等

1. GPS 機器を利用して測量を実施する場合は、次のすべてを満たすこと。
  - (1) 測量時の補足衛星数は、4つ以上であること。
  - (2) 補正情報の受信を確認できること。
  - (3) 取得回数（エポック数）が3以上であること。
  - (4) 測点の半数は、HDOP 値\*が4以下であること。
  - (5) 測位日時及び上記(1)～(4)について測点毎に書類（以下「測位データ」という。）を作成すること。
  - (6) 現地検査の際に誤差について確認できるよう、測定値から変換した測点間の水平距離、方位角について書類を測量野帳として作成すること。
  
2. 書類の整備  
事業実施主体は、測位データを施業図・実測図に添付して提出する。作成した測量野帳については、施業図・実測図への添付は要しないが、竣工検査時に検査員へ提示する。
  
3. GPS 機器により作成された施業図・実測図が提出された場合の検査は次による。
  - (1) 書類検査（全数検査）  
測位データが上記1の(1)～(4)を満たしているか確認する。
  - (2) 現地検査（抽出検査）  
造林事業検査内規第3の5に基づき、誤差の許容範囲（方位角2度、距離100分の5）内であるかどうか確認する。

### \* HDOP（Horizontal Dilution of Precision）値

衛星の水平成分の配置（バラツキ）を数値化したもので、この値が小さければ位置の精度が高く、大きければ位置の精度が低いことを示す。

附則 この基準等は平成24年度事業より適用する。